

公立大学法人神戸市看護大学職員職名及び辞令式に関する規程及び公立大学法人神戸市看護大学の組織に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2022年11月10日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第8号

公立大学法人神戸市看護大学職員職名及び辞令式に関する規程及び公立大学法人神戸市看護大学の組織に関する規程の一部を改正する規程

(職員職名及び辞令式に関する規程の一部改正)

第1条 公立大学法人神戸市看護大学職員職名及び辞令式に関する規程(2019年4月規程第52号)の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
(職員の職名) 第2条 職員の職名は、教員、 事務職員及び技術職員とする。 (教員の職位名等) 第3条 略	特任教員、 2 特任教員の職位名として、特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教を置く。 3 4 5 第3項

(組織に関する規程の一部改正)

第2条 公立大学法人神戸市看護大学の組織に関する規程(2019年4月規程第1号)の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
(職員) 第4条 法人に、教員、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。	特任教員、

2 前項の教員の職は、教授、准教授、
講師及び助教とする。

2 前項の教員の職にあつては教授、准
教授、講師及び助教とし、特任教員の
職にあつては特任教授、特任准教授、
特任講師及び特任助教とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、2022年4月1日から適用する。